

春の 一斉クリーンアップ

4月16日(日) 午前6時～

各地区・各町内会の皆さまのご協力をお願いします。

集め方

「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」を別々のゴミ袋に集め、地区・町内のゴミ集積所に出してください。
使用する袋は市指定のゴミ袋のほか、スーパーのレジ袋でも結構ですが、使用する袋には必ず「**クリーンアップ(〇〇町内)**」と大きく書いてください(未記入のものは回収しません)。ただし、**肥料袋は使用しないで**ください。

【問合せ】環境保全センター(角館町藪田) ☎ 54-3305

場所

自宅周り、地区や町内の会館周り、沿道、側溝、桧木内川堤(角館地区)など

回収方法

次の日から通常のゴミ収集と併せて随時行います。ゴミの収集曜日の関係で、「燃えないゴミ」の回収が遅くなる地区もありますがご了承願います。

※残雪等の影響により、当日、実施できない場合は、地区の事情に合わせて実施していただいても結構ですが、必ずご連絡をお願いします。
※家電や粗大ゴミを発見した場合はご連絡をお願いします。
※作業中の事故には十分ご注意ください。

がん治療を受けられている方へ 乳房補正具と医療用頭髪補正具の購入費用の一部を助成します

【問合せ】保健課(角館町中管沢) ☎ (55) 11112

市では平成29年4月1日より、がん患者の精神的・経済的負担の軽減や、早期の社会復帰を促すため、乳房補正具と医療用頭髪補正具の購入費用の一部を助成します。助成にあたり、申請書、がん治療受診証明書

(主治医が記載したもの)、補正具の購入に係る領収書等の提出が必要となりますので、領収書については必ず保管しておいてください。詳細については、のちほど広報でお伝えします。

記者懇談会で周知したい イベントチラシ等を受け付けます

【問合せ】総務課 文書広報係(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11111

市では、各報道機関に対し市政やイベント等を報告する「記者懇談会」を4月から毎月行います。そこでは、民間団体で行われる事業やイベントのチラシ等の配布もを行いますので、希望される場合は、次によりご提出ください。

※配布物には連絡先を明記してください。
●配布物の取扱い/懇談会当日に各報道機関に配布しますが、市長による報告、説明等は行いません。

●開催日時/平成29年4月から毎月最終月曜日 午前10時
※休日の場合はその翌日、市長日程や議会開催日程等により開催できない場合は翌週の月曜日とします。
●配布物の提出方法/総務課(田沢湖庁舎)や各地域センター、各出張所に、開催日の前の週の木曜日



福祉医療からの お知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係
(角館庁舎) ☎ (43) 3316

4月に高校等へ入学する、またはひとり親家庭で3月に高校等を卒業した方へ

福祉医療費受給資格が3月31日終了した方でも、新たに別の区分に該当する場合があります。

仙北市に住所があり、ひとり親家庭で18歳の誕生日後の3月31日までの間にいる方についてはひとり親家庭の区分で、身体障害者手帳1〜3級または療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨の通知を対象者に郵送しましたので、通知が届いた方は、お近くの市役所各庁舎・出張所で申請をお願いします。申請いただいた月の月初めから新たな区分で福祉医療に該当することとなります。

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、上記障がい者の区分やひとり親家庭の区分に該当すると思われる方(ひとり親家庭の区分は所得制限があります)、その他不明な点がある方は、市民生活課国保年金係までお問い合わせください。

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

- 福祉医療費受給者証をお持ちの方で、次に該当する場合は届出が必要で、加入している健康保険証が変わったとき
 - 住所や氏名が変わったとき
 - ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚含む)
 - 転出、死亡したとき
 - 身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
 - 受給者証を紛失、汚損、破損したとき
 - 受給者証の有効期限が切れたとき
- 健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・出張所へ届出をしてください。



インフラ維持整備に必要な資材を支給します

【問合せ】建設課管理係(西木庁舎) ☎ (43) 2294

市民が参加し生活環境の改善を図るため、地域のインフラ維持整備を行う場合、これに必要な資材の支給を行います。

※資材のみを支給、工事費用は地元負担となります。
●対象件数/1申請あたり10万円を上限とし、年度を通じて1回の支給となります。

●対象者/仙北市在住の市民で、市長が適当と認める団体(市民団体、ボランティア団体等)

※支給対象事業は申請順を基本としますが、地域的偏差が認められると市長が判断した場合は、当該事業を対象としない場合があります。

●対象となる事業場所/認定道路以外の道路で、公共性の高い道路や地域が共同で使用する水路等

●申請方法/資材の支給を受けようとする団体は、下記募集期間内に資材支給申請書を市長あてに提出してください。

●重複補助の禁止/農林部局で募集している交付金事業(多面的機能支払交付金等)と同じ場所を対象とした申し込みはできません。

※申請書用紙は、建設課や各地域センターにあります。仙北市ホームページからダウンロードもできます。

●対象物/側溝等のコンクリート構造物、砂利、碎石、舗装用材等。ただし、消耗品的なものは対象外。

●募集期間/4月3日(月)～
●資材支給日/事業着手の前日までに施工場所へ運搬して支給します。

6 次産業化をすすめる女性起業活動を応援します

【問合せ】総合産業研究所(西木庁舎) ☎ (43) 2243

●対象/女性農業者や6次産業化を目指す個人やグループ等
●補助対象/農産物加工や直売、農家レストラン等の導入や規模拡大

●必要な費用
●補助率/2分の1以内。1件あたり上限50万円。

1 提出書類 (次世代定住支援事業補助金)

補助金申請	提出書類	添付書類
4月28日(金)まで 申請書の提出可能な方	補助金 申請書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事請負契約書または売買契約書の写し ▶ 工事内訳明細書の写し ▶ 工事概要がわかる図(位置図・配置図・平面図) ▶ 定住誓約書 ▶ 世帯全員の住民票 ▶ 市税に滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票
5月以降に 申請書の提出予定の方	意向調査票	<ul style="list-style-type: none"> ※ 意向調査票は、補助金申請書に替わるものではありません。 ※ 補助金申請書は準備ができ次第提出してください。

提出期限：4月28日(金)

市では、住宅を新築または建売住宅を取得される子育て世帯や45歳以下の夫婦の移住・定住を応援しています。次の②に該当し、申請を予定している方は、①に示した提出書類

を提出してください。提出書類は、市ホームページに掲載しているほか、地方創生・総合戦略室、角館・西木の各地域センター窓口に備え付けてあります。

移住・定住する子育て世帯を応援します (次世代定住支援事業補助金)

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

2 対象住宅

平成28年4月1日以降に新築住宅または建売住宅購入の契約をし、平成29年度中に完成(登記等を含む)報告まで可能であること。ただし、補助金交付決定を受ける前の着工は、認められません。

※ 対象住宅から除外されるものもありますので、お問い合わせください。

- 例 ■ 建て替えや改築する住宅
- 夫婦以外の方との共同名義の住宅
 - 補助金交付決定前に着工している住宅

3 補助金の額

補助の種類	補助金額等	補助限度額
定住世帯	1世帯 40万円	/
移住世帯	1世帯 60万円	
子育て加算	18歳以下の子どもや高校等に入学する子ども1人につき 10万円	1世帯 20万円
市内施工業者加算	市内施工業者が工事を行う場合 10万円	/

- 支給対象者 /
 - ▶ 平成29年4月1日以降の犯罪行為により亡くなった市民の遺族
 - ▶ 平成29年4月1日以降の犯罪行為により全治1か月以上の傷害を受けた市民
- 支給額 /
 - ▶ 遺族見舞金 30万円
 - ▶ 傷害見舞金 10万円

犯罪被害者等見舞金を支給します。犯罪被害者等見舞金を支給します。

犯罪被害者等見舞金 制度のお知らせ

【問合せ】総合防災課 (田沢湖庁舎) ☎(43)1115

市長選挙の日程が決まりました

【問合せ】選挙管理委員会事務局 (田沢湖庁舎) ☎(43)1150

任期満了(10月29日)による「仙北市長選挙」が、平成29年10月8日(日)告示、平成29年10月15日(日)に投票と決まりました。



当選者(年齢・住所)	(敬称略)
三浦 久 (68歳・田沢湖濁)	
難波 和夫 (77歳・田沢湖生保内)	
荒木田 作榮 (65歳・田沢湖生保内)	
田口 晶英 (66歳・田沢湖生保内)	
高橋 幸雄 (69歳・田沢湖生保内)	
小西 芳雄 (59歳・田沢湖生保内)	
戸村 正光 (58歳・田沢湖刺巻)	

任期満了に伴う仙北市長選挙が3月7日に告示され、立候補の届出をした候補者の数は7人(現職4人、新人3人)で、選挙すべき委員定数と同数となりました。無投票による当選が決定しました。当選された方々は次のとおりです。(届出順)

【問合せ】選挙管理委員会事務局 (田沢湖庁舎) ☎(43)1150

生保内財産区管理委員会 一般選挙結果

● 助成内容

タイプ	一般世帯		市外からの定住世帯	
	一般世帯	子育て世帯	一般世帯	子育て世帯
補助率等				
基本補助率	補助対象 工事費の 5% (限度額 10万円)	補助対象 工事費の 10% (限度額 20万円)	補助対象 工事費の 10% (限度額 20万円)	補助対象 工事費の 15% (限度額 30万円)
上乘せ補助	融雪設備費の 5% (限度額 5万円) 下水道施設等に接続する場合は一律 10万円			
合計(最大)	25万円	35万円	35万円	45万円

子育て世帯	市外からの定住世帯
申請年度に18歳以下の子どもや高等学校に在学する子どもを扶養する世帯	5年以上仙北市外に在住し、仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録をしている世帯

【問合せ】建設課 都市計画係(西木庁舎) ☎(43)2295

住宅の増改築・リフォーム工事費の一部を補助します (仙北市住宅リフォーム促進事業)

- 申込期間 / 10月31日(火)まで
- 補助対象者・対象住宅 /
 - ▶ 仙北市民で、申請者と同居家族すべてに市税や市諸収入に未納がない方
 - ▶ 市内に建物があつて自らが居住する住宅
- 対象となる工事 / 工事費が50万円以上の市内の住宅と、付属する建物等の修繕・改修工事(屋根の葺き替え、融雪、車庫・物置の増築(建築確認要)、トイレ・浴室・台所融雪設備等。ただし、事業用の建物、農作業小屋、倉庫等は除く)
- 施工業者 / 市内に事業所を有する法人または個人であること(下水道施設等への接続工事を含む)
- 申請に必要な書類 /
 - ▶ 申請書
 - ▶ 見積書
 - ▶ 契約書や請書の写し
 - ▶ 工事前の全体と工事個所の写真
 - ▶ 固定資産課税台帳の写し
- 申請者と同居者の市税等の完納を証する書類等

※ 詳しくは市ホームページまたは建設課都市計画係にお問い合わせください。
※ 介護保険を利用して住宅改修を行う場合も対象になります。
※ 秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用ができます。
※ 補助金の交付申請は、工事に着手する前をお願いします。

平成29年度の国民年金保険料額は、月額16,490円となりました。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

● 所得のめやす
118万円+(扶養親族等の数×38万円)

● 国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

平成29年度国民年金保険料について

【問合せ】○市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316
○大曲年金事務所 ☎0187(63)2296

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付していただきます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は年金事務所から納付書を作成して送付しますので、ご連絡ください。

退職後の国民年金の加入手続き

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要となります。また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫・妻)についても、同様に

国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する方(除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は国民年金の第3号被保険者となります。この場合には配偶者の勤務先経由で年金事務所に出書を出します。

国民年金の第1号被保険者となる場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する方やその被扶養配偶者以外の方)となる場合には国民年金の第1号被保険者になります。この場合には住所地の市区役所または町村役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続きが必要です。

この手続きには年金手帳または基礎年金番号通知書、離職証明書などの退職日のわかるものを添付して届出します。

国民年金の任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で老齢給付の受給期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。また、65歳以上70歳未満で老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも任意加入被保険者(特例任意加入被保険者)となることができます。

年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して本人が手続きを行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特例任意加入被保険者は付加保険料の納付はできません。なお、任意加入被保険者の場合、年金保険料の納付方法は原則として口座振替になります。



仙 北市臨時職員を募集します
(田沢湖クニマス未来館)

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)1112

【田沢湖クニマス未来館】フルタイム
業務内容/飼育員(水槽管理、展示品管理、除雪など施設内外の管理全般)
募集人員/2人
募集要件/普通自動車免許(AT限定可)

● 雇用期間/4月17日~9月30日(更新の可能性あり)

● 雇用条件/週5日勤務(7時間45分/日)。施設は基本的に通年開館となります。週休2日(定休日火曜日+1日のシフト制)。オープン準備期間については、土日祝日休み

● 社会保険、通勤手当あり
● 飼育員研修あり(北秋田市阿仁、山梨県西湖で併せて1か月程度)
● 申込方法/ハローワークで交付さ



※5月頃に窓口事務員2人の募集を予定しています。

れる紹介状と履歴書を企画政策課(田沢湖庁舎)にご持参ください。
● 選考方法/書類、面接
● 面接日/4月11日(火)
● 募集期間/4月7日(金)まで

家庭ゴミ収集カレンダー
確認のお願い

【問合せ】環境保全センター
(角館町藪田) ☎(54)3305

広報せんぼく3月16日号に折り込み配布された平成29年度版「家庭ゴミ収集カレンダー」について、平成28年度版と違うグループのものが届

いていましたら交換に伺いますので、環境保全センターまでご連絡ください。

水道料金の支払いは
上下水道課(西木庁舎)等でお願ひします

【問合せ】お客様センター(上下水道課内) 西木庁舎 ☎(42)8022

4月から、企業局と下水道課が統合となり上下水道課になります。このため、水道料金の支払いは上下水道課(西木庁舎)、または、各地域センター、各出張所でお願ひします。
※企業局(角館町小勝田鶴ノ崎)では行えません。

仙 北市期限付きパート
職員を募集します

【問合せ】保健課

(角館町中菅沢) ☎(55)1112

● 募集人員/事務補助員8人
● 業務内容/健(検)診事業に係る各世帯への配布物袋詰め作業
● 雇用期間/4月17日~28日(土日を除く10日間、1日7時間予定)
● 申込方法/ハローワークで交付される紹介状と履歴書を保健課にご持参ください。

● 選考方法/書類、面接
● 面接日/4月10日(月)予定
● 募集期間/4月7日(金)まで
※採用人数、雇用期間は、変更になる場合がありますので、ご了承願ひします。

平成29年度慰霊巡拝を
実施します

【問合せ】○社会福祉課

(西木庁舎) ☎(43)2288

○秋田県福祉政策課 監査・援護班 ☎018(860)1318

厚生労働省では、旧主要戦域等で戦没者を慰霊するため、ご遺族を対象とした慰霊巡拝を実施しています。平成29年度は次の地域で実施予定です。参加を希望される場合は右記までお問い合わせください。

● 実施地域/旧ソ連、中国、硫黄島、マーシャル・ギルバート諸島、トラック諸島、インドネシア、フィリピン、東部ニューギニア